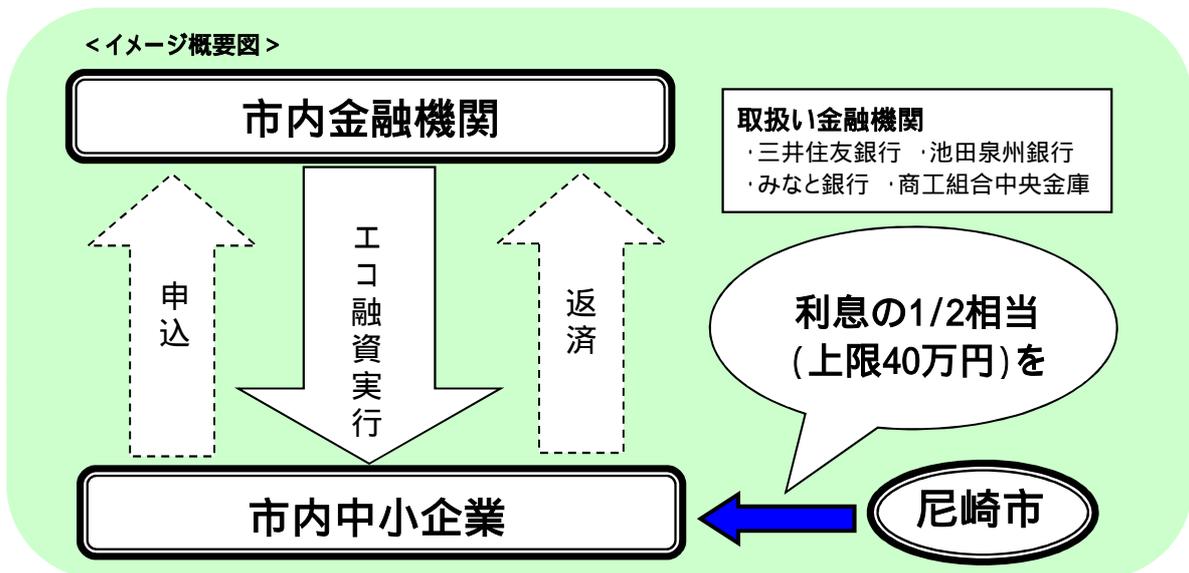


エコ融資の利息補助を受けませんか？

～ エコサポートファイナンス 第2弾 ～

市内中小企業者の環境に関する取り組みを支援するため、各金融機関が扱う環境配慮評価融資(以下、エコ融資)の利息の一部を助成しています。

- 1 融資対象 取扱い金融機関が実施するエコ融資を借り入れた市内中小事業者等
- 2 補助金額 利息の1/2相当額(年間上限40万円)
- 3 補助期間 2年間
- 4 募集期間 平成29年3月31日まで(予算額に達した時点で受付終了)



例えば... (5,000万円の融資を受けて設備を導入する場合)

5,000万円(融資金額) × 1.6%(年利) × 1/2(利息補助率) = **40万円**(利息補助) ... 1年目

5,000万円(融資金額) × 1.6%(年利) × 1/2(利息補助率) = **40万円**(利息補助) ... 2年目

さらに... (尼崎市の省エネ設備導入補助金を活用した場合)

200万円(省エネ設備導入補助金) + 80万円(エコ融資の利息補助2年分) = **280万円(合計)**

尼崎市の省エネ設備導入補助金とは...

尼崎市内に事業所がある中小企業者等を対象に、省エネ設備を導入する場合に、(一財)省エネルギーセンターの実施する無料省エネ診断もしくは尼崎市省エネ診断員の提案に基づいた設備導入をした場合は、**最大200万円**

- 5 申請に関する
お問い合わせ先 公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課
尼崎市昭和通2 - 6 - 68 電話 06 - 6488 - 9501
FAX 06 - 6488 - 9525

【お問い合わせ先】 尼崎市役所 産業振興課 (市役所本庁舎7階)
電話番号:06-6489-6448 ファックス:06-6489-6491
Eメール: ama-kaigaisangyou@city.amagasaki.hyogo.jp